

平成25年度 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設
のぞみの園運営懇談会(第13回)議事次第

平成26年3月17日(月)
13:30~15:30
管理棟2階会議室

1 開 会

2 理事長あいさつ

3 議 事

(1) 2月14日から15日の記録的な大雪への対応について

(2) 独立行政法人改革等について

(3) 平成25年度事業報告について

①障害児通所支援センター「れいんぼー」の実施状況

②就労支援事業所「らかん」の開設

③会計検査院の改善の処置要求

④平成25年度養成・研修事業

(4) 平成26年度予算(案)等

(5) その他

①平成25年度生活環境改善関係

②(福)友愛会の最近の状況

4 閉 会

<配布資料>

- | | |
|------|---------------------------|
| 資料1 | 国立のぞみの園運営懇談会委員名簿 |
| 資料2 | 2月14日から15日の記録的な大雪への対応について |
| 資料3 | 独立行政法人改革等について |
| 資料4 | 障害児通所支援センター「れいんぼー」の実施状況 |
| 資料5 | 就労支援事業所「らかん」の開設について |
| 資料6 | 会計検査院の改善の処置要求について |
| 資料7 | 平成25年度養成・研修事業について |
| 資料8 | 平成26年度予算(案)等 |
| 資料9 | 平成25年度生活環境改善関係 |
| 参考資料 | (福)友愛会の最近の状況について |

国立のぞみの園運営懇談会（配席表）〔平成26年3月17日〕

〔管理棟2階会議室〕

柳澤委員	●	松本委員	●	松田委員	●	中崎座長	●	深澤委員	●	早川委員	●
斉藤補佐 (オブザーバー)	●									尾澤委員	●
原田地域支援 部長	○									櫻井事業企画 部長	○
星野療育支援 係長	○									志賀研究部長	○
片寄総務課長	○									根岸生活支援 部長	○
		湯村事業 企画局長	○	井沢参与	○	中川理事	○	遠藤理事長	○	原理事	○
										齋藤施設 事業局長	○



国立のぞみの園運営懇談会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 等
尾 澤 正 俊	医療法人千栄会昭和病院院長
立 花 恭 彦	国立のぞみの園保護者会会長
○ 中 崎 敏 雄	弁護士
早 川 忠 利	社会福祉法人はるな郷 筆頭参事
早 坂 博 志	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構群馬障害者職業センター所長
深 澤 武	高崎市福祉部長
松 田 直	高崎健康福祉大学人間発達学部子ども教育学科教授
松 本 源 治	乗附地区区長会長
柳 澤 昭 子	通所利用者の保護者

(注) ○・・・座長

(オブザーバー)

齊 藤 晴 美	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課施設管理室長補佐
---------	-------------------------------

2月14日から15日の記録的な大雪への 対応について

平成26年3月17日(月)

国立のぞみの園運営懇談会 資料

＜大雪による被害状況＞

2月14日・15日の記録的な大雪により、のぞみの園でも1メートル近い降雪量となった。交通機関は止まり、幹線道路も通行できず、職員の出勤も困難を極め、積雪の中、長時間の徒歩による出勤を行った職員もあった。

園内の交通も遮断され、入所者の給食の配送も困難な状況となり、さらには、のぞみの園までの市道も遮断され、一時孤立するという事態が発生し、給食用食材の搬送もできない状況となった(再開までの経過は次頁)。

降雪による工作物等損傷の被害はあったが、幸いにも人的な被害・事故はなかった。

＜給食用食材搬送再開までの経過について＞

2月15日(土)16:00頃

積雪により道路が遮断されたため、給食の食材等の搬送の必要から、高崎市に道路の除雪を依頼するが困難であった。



高崎市から群馬県にのぞみの園入所者への食材等搬送路確保のため自衛隊派遣要請



群馬県が搬送のため、関係機関と調整

2月16日(日)

群馬県から自衛隊に派遣要請

2月16日(日)14:30頃

給食用食材搬送業者に替わって自衛隊車両が食材を搬送

2月17日(月)お昼過ぎ

高崎市がのぞみの園までの除雪(車両1台分の幅)を行い、道路の通行が可能となる

2月17日(月)14:00頃

給食用食材搬送業者による搬送の再開

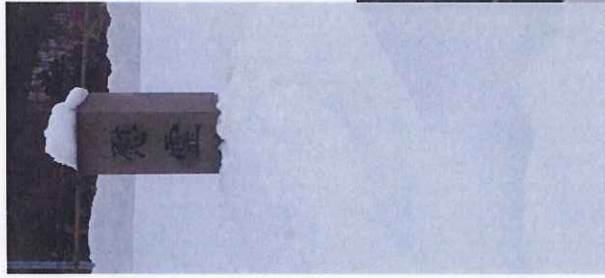
＜入所利用者支援等の対応、事業再開への対応＞

入所利用者の支援について、15日の午前には生活支援部に緊急の対策本部を立ち上げ、入所利用者の食事の確保を図るとともに、食事配送経路確保のため園内道路のトラクターでの除雪を行った。

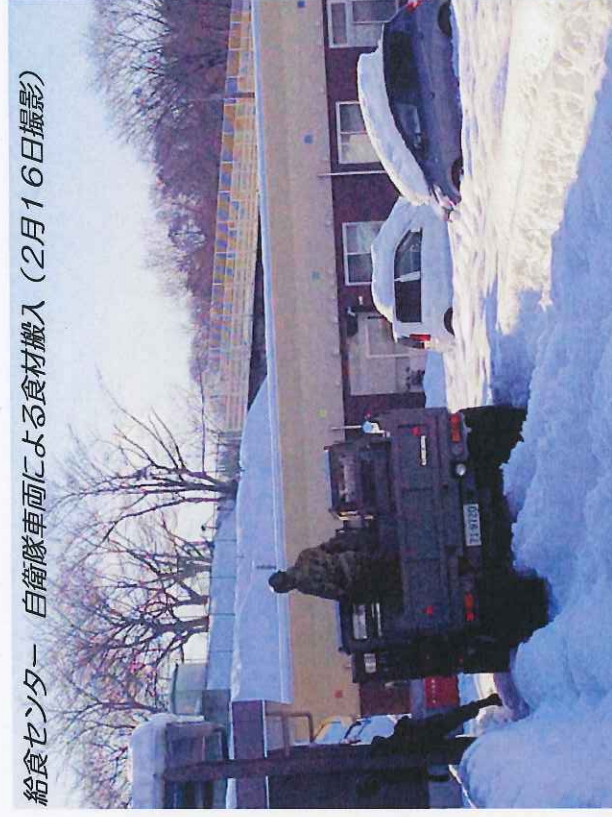
生活寮や診療所では、出勤できない職員の替わりに、14日の夜勤勤務明け職員あるいは帰宅困難となった職員が、連続して勤務を行い、入所利用者の支援、入院患者の看護を行った。また、職員には、腰まである積雪の中徒歩による出勤を行った職員もあった。体験ホーム等においても職員が交替できず、夜間勤務を行った職員が勤務終了後も連続して利用者の支援を行った。このような勤務は、体力的にも精神的にも過酷なものとなった。

園内等の早急な復旧のため、17日(月)には本格的な対策本部を立ち上げ(26日まで継続)、その指示のもと本格的な除雪と利用者のライフラインの確保に向けて、高崎市へ除雪要請、法人独自の除雪業者の確保、職員による除雪等を行うなど、各事業の再開や利用者支援を最優先に復旧に当たった。

2月14日(金)～15日(土)にかけての記録的な大雪 慰霊碑付近積雪約95cm



給食センター 自衛隊車両による食材搬入 (2月16日撮影)



のぞみの園正門までの道路 自衛隊車両通過の跡 (2月17日撮影)

独立行政法人改革等について

平成26年3月17日(月)

国立のぞみの園運営懇談会 資料

I 独立行政法人改革の狙い

今般の改革は、独立行政法人を国の施策の実施機関として明確に位置づけ、各々の法人が担う政策実施機能を最大限向上させるとともに、業務の質と効率を向上させるため、制度・組織面で抜本的な見直しを行うもの。これにより、独立行政法人は成長戦略の推進にも大きく貢献。

II-1 制度（独立行政法人通則法及びその運用）の見直しについて

制度発足の経緯と趣旨を踏まえ、主務大臣による明確なミッション付与のもと、それぞれの法人における自律性・自主性や企業的経営を促すインセンティブを最大限機能させ、国民に対する説明責任を的確に果たさせるとともに、各法人の事務・事業の特性に合わせた制度・運用となるよう見直しを行う。

①業務の特性に応じた法人の分類

法人を3分類し、適切なガバナンスを構築。（①中期目標管理型：中期目標管理（3～5年）により業務を行う法人（例 住宅金融支援機構）、②単年度管理型：公務員身分を付与した上で単年度の目標管理を行う法人（例 造幣局）、③研究開発型：研究開発成果の最大化を目的とし、中長期的な目標管理（最大7年）により研究開発業務を主要な業務として行う法人（例 宇宙航空研究開発機構））

②主務大臣による効率的かつ実効性の高い目標・評価

主務大臣が法人に的確かつ明確な目標を付与し、主務大臣自ら評価も行うとともに、第三者が外部から点検する仕組みを導入。

（注）従来は、主務大臣ではなく、各府省、総務省の評価委員会が独法の業績を評価。

③ガバナンスの強化

監事の調査権限の明確化、不正行為等の大任への報告義務付け等による監事の機能強化、法人の違法行為や著しく不適正な業務運営等に対し、主務大臣から法人への是正命令・業務改善命令を導入等。

④予算執行の弾力化と説明責任・透明性の向上

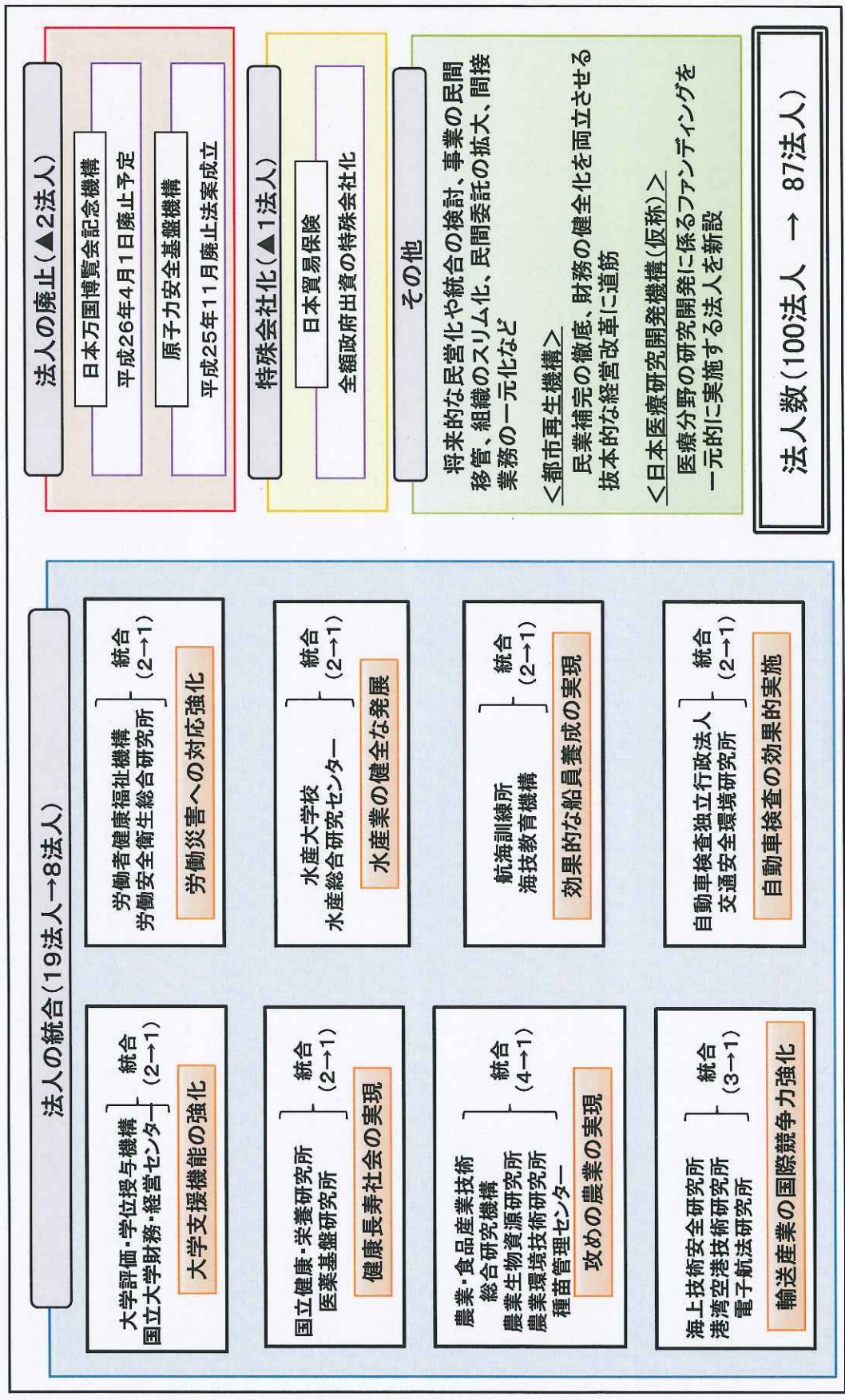
- ・経営努力による利益を目的積立金に積み立て易くするなど運用改善により自己収入増加や経費節約のインセンティブを向上。
- ・年俸制を含めた業績給など柔軟な給与を促進。また、必要があれば、国家公務員より高い給与水準も可能とする等。
- ・特殊で専門的な機器の調達で相手方が特定される場合など随意契約によることができるケースを明確化し、調達を合理化。
- ・予算の見積り等を明らかにする、給与水準の妥当性を説明するなど情報公開を充実させ、透明性・説明責任を向上。

⑤研究開発法人についての見直し

独法制度の中に、研究開発型の法人の分類を設けて特則を規定するとともに、研究開発型の法人のうち世界トップレベルの成果が期待される特定の法人については別途の法律により特例を講じる。

Ⅱ-2 組織の見直しについて

- ◆数合わせのための組織いじりではなく、真に政策実施機能の強化に資する統廃合のみを実施。
- ◆各法人の業務類型(金融、公共事業執行など)の特性を踏まえたガバナンスの整備。
- ◆「民でできることは民で」という原則を踏まえ、きめ細やかに事務・事業を見直し。



Ⅲ 特別会計改革について

【行政改革推進会議「特別会計改革に関するとりまとめ」(平成25年6月5日)】

- ◆「特別会計法(平成19年制定)」に基づく会計の統廃合などの改革や剰余金等の活用、歳出の見直しの取組が着実に進展
- ◆個々の特別会計の在り方に至るまで、既に相当程度の議論が積み重ねられていると認められる
- ◆従来からの取組を引き継ぎ、以下の4つの方針に沿って改革を実現すべき

① 国が自ら事業を行う必要性の検証

② 区分経理の必要性の検証

③ 経理区分の適正化

④ 剰余金の活用

【森林保険特別会計】

- ・森林保険特別会計を廃止し、森林保険業務は森林総合研究所に移管

【貿易再保険特別会計】

- ・貿易再保険業務は廃止し、貿易再保険特別会計を廃止

【自動車安全特別会計(自動車検査登録勘定)】

- ・登録業務の一部を自動車検査独立行政法人に移管し、所要の人員を同法人に移管
- ・検査登録業務の効率化・合理化により、手数料の引下げを含め、利用者の負担軽減等を実現(上記取組を前提に、勘定は存続)

185回臨時国会において、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」が成立(平成25年11月15日)

- ◆今後とも、無駄の排除を徹底するとともに、区分経理の必要性等につき不断の見直し

独立行政法人改革等に関する基本的な方針について
(平成25年12月24日閣議決定)(抄)

- この改革に必要な措置については、法改正を伴わず早期に対応可能な措置は速やかに実施し、独立行政法人通則法改正など制度面での措置は平成27年4月からの改革実施を目指す。
- 閣議決定の別紙「各法人等について講ずべき措置」

【国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】

- 中期目標管理型の法人とする。

障害児通所支援センター「れいんぼ～」実施状況

1. 事業の概要（児童発達支援、放課後等デイサービス）
2. 各事業の曜日別の利用登録状況
3. 児童発達支援 年齢別利用者数と男女比
4. 放課後等デイサービス 学年別利用者数と男女比
5. 各事業の月別の利用状況

平成26年3月17日(月)

国立のぞみの園運営懇談会 資料

1. 事業の概要

事業名	障害児通所支援センター「れいんぼ～」	
事業の概要	児童発達支援(児童発達支援事業)	放課後等デイサービス
専ら通所利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場 ※親子通園(早期療育)と単独通園(療育)を実施	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与 ・日常生活訓練(日常生活動作、歩行、音楽活動等) ・集団生活適応訓練(社会生活技能訓練(SST)、会話等) ・創作的活動、更生相談(医療・福祉・生活の相談等) ・療育方法の助言(家族等に対する療育方法の助言等) ・健康指導、介護サービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進
提供するサービス	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与 ・日常生活訓練(日常生活動作、歩行、音楽活動等) ・集団生活適応訓練(社会生活技能訓練(SST)、会話等) ・創作的活動、更生相談(医療・福祉・生活の相談等) ・療育方法の助言(家族等に対する療育方法の助言等) ・健康指導、介護サービス	学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜供与 ・日常生活訓練(日常生活動作、歩行、音楽活動等) ・集団生活適応訓練(社会生活技能訓練(SST)、会話等) ・創作的活動、更生相談(医療・福祉・生活の相談等) ・療育方法の助言(家族等に対する療育方法の助言等) ・健康指導、介護サービス ・学校との連携・協働による支援
対象児童(定員)	身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む) 10人 ※2歳～6歳までの未就学児 ・早期療育(親子通園「きらきら☆」)※2～3歳 ・療育(単独通園「にこにこ☆」)※3～6歳	学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児 10人 ※小学生、中学生など
事業の実施地域	高崎市及び周辺の地域	高崎市及び周辺の地域
サービス提供時間等	9:30～13:30 月～金(祝祭日及び年末年始等を除く) 食事提供(有) 送迎サービス(無)	14:00～17:30 月～金(祝祭日及び年末年始等を除く) 食事提供(無)※おやつ(有) 送迎サービス(有)※当法人が定めた経路

2. 各事業の曜日別の利用登録状況(平成26年3月6日現在)

児童発達支援事業<定員10名>(親子通園、単独通園)

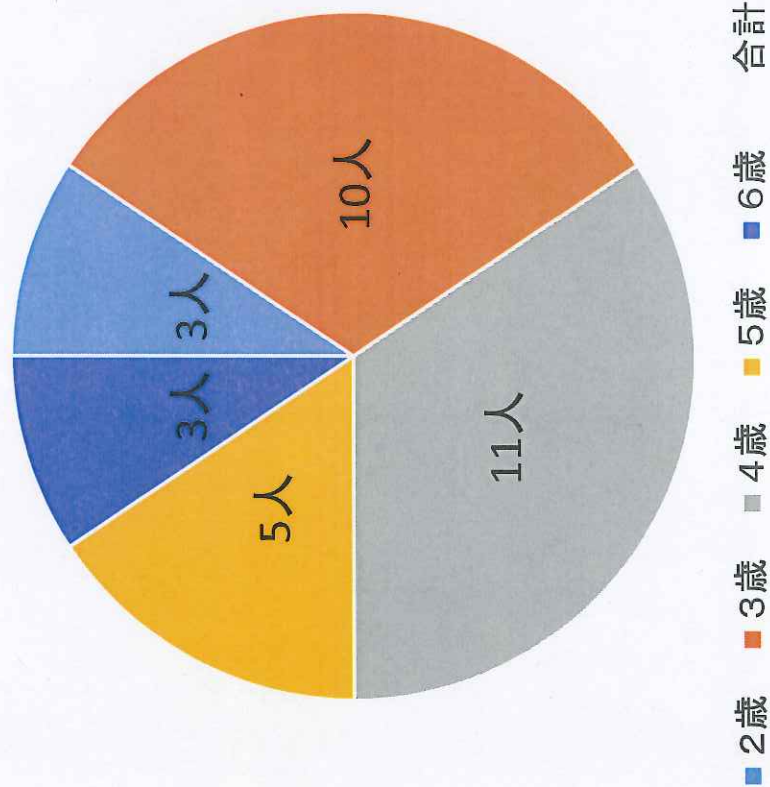
	月	火	水	木	金
既登録者数	12名	10名	10名	10名	10名
登録予定者数	0名	0名	1名	0名	1名

放課後等デイサービス事業<定員10名>

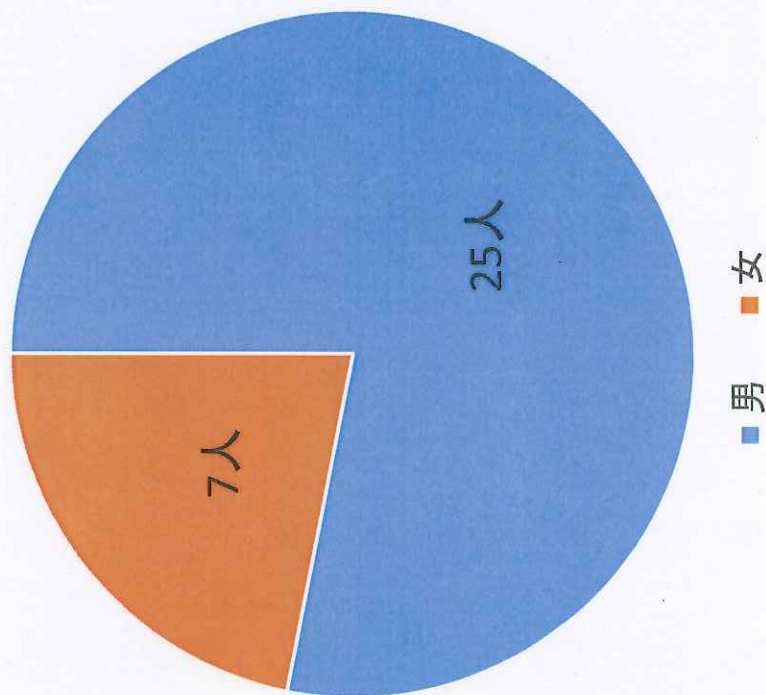
	月	火	水	木	金
既登録者数	10名	8名	12名	10名	9名
登録予定者数	0名	0名	0名	0名	0名

3. 児童発達支援 年齢別利用者数と男女比

年齢別

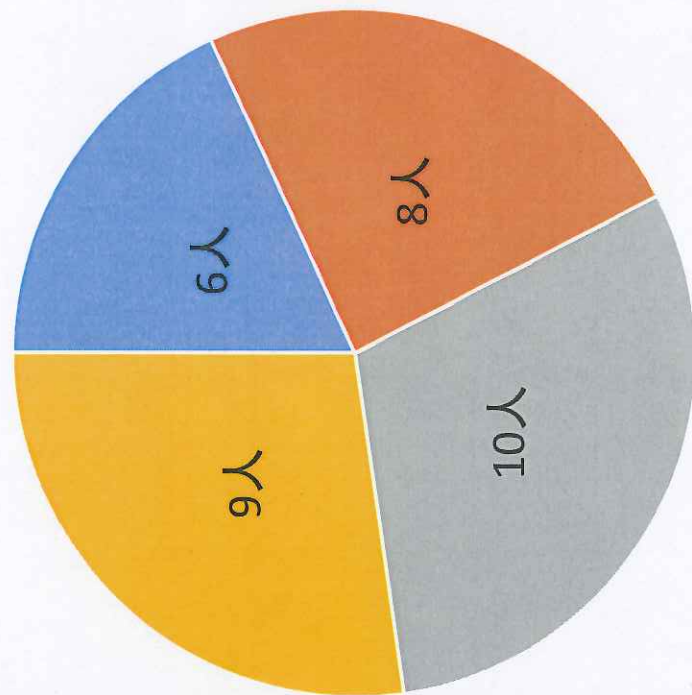


男女比



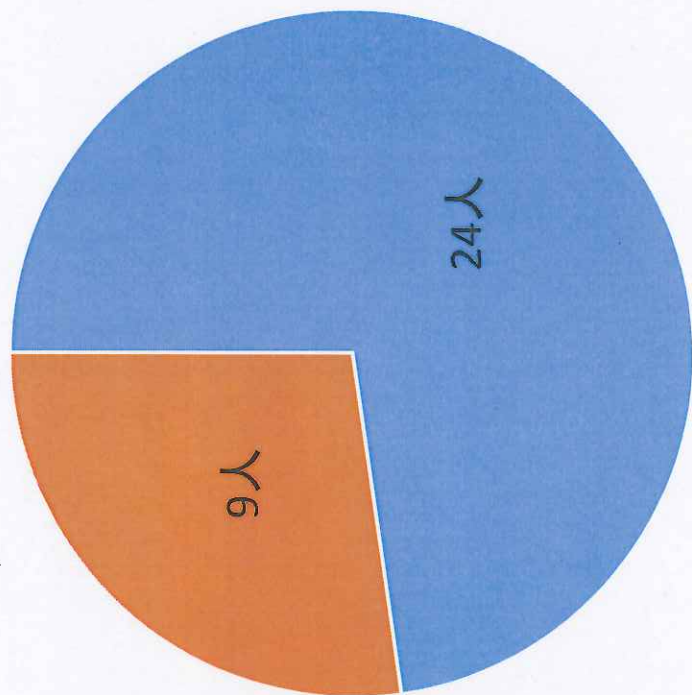
4. 放課後等デイサービス 学年別利用者数と男女比

学年別



■低学年 ■中学年 ■高学年 合計33人

男女比



■男 ■女

5. 各事業の月別の利用状況(平成26年2月まで)

月	児童発達支援				放課後等デイサービス			備考
	延べ利用定員 (人日)	親子通園	単独通園	利用率	延べ利用定員 (人日)	利用者数(人)	利用率	
		利用者数(人)						
4月	100	1	15	0.16	110	51	0.46	
5月	210	2	36	0.18	210	136	0.65	
6月	200	8	50	0.29	200	150	0.75	
7月	210	9	65	0.35	210	149	0.71	
8月	160	3	56	0.37	160	98	0.61	
9月	180	11	51	0.34	180	128	0.71	
10月	220	22	70	0.42	220	166	0.75	
11月	200	26	83	0.55	200	160	0.80	
12月	190	40	77	0.62	190	143	0.75	
1月	190	49	82	0.69	190	142	0.75	
2月	90	22	28	0.56	80	44	0.55	大雪による減
合計	1950	193	613	0.41	1950	1367	0.70	

就労支援事業所「らかん」の開設について

【事業所名「らかん」について】

- 所在地である羅漢町を読みやすく平仮名表記にしたもの。
- 羅漢とは、人々から尊敬・布施をうける資格のある人の意で、悟りをひらいた高僧を指す。サンスクリットのアルハットarhatの主格アルハインarhanの音訳〈阿羅漢〉の略称。小乗仏教においては、阿羅漢は仏弟子の到達する最高の階位とされ、これ以上修すべきものがないと言う意味。

就労支援事業所「らかん」の概況

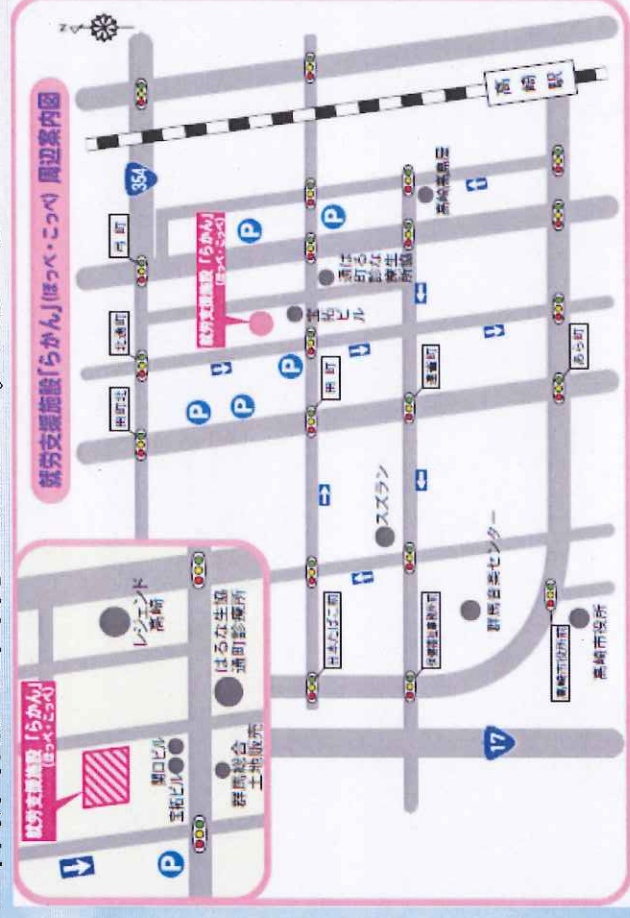
- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 らかん
- 平成26年4月1日 開設
- 多機能型（就労移行／就労継続B型） 利用定員20人

建物・・・延べ面積263.7m²鉄骨2階建て

住所：高崎市羅漢町29-2

町内： 羅漢町 高崎駅西口徒歩7分

- 1階店舗の名称「ほっぺ♡こっぺ」



就労支援事業所「羅漢町」→「らかん」へ

平成25年10月1日開設

平成26年4月1日開設



事業所名	実施事業	定員	住所
ふあいと	就労継続B型	20	〒370-0865 高崎市寺尾町2120-2
らかん	就労移行/就労継続 B型	20	〒370-0055 高崎市羅漢町29-2

就労支援事業所「らかん」の事業内容

障害者のニーズに対応した事業所、地域と共に発展する事業所

地域の知的障害者等のニーズに対応した事業を展開すること、地域の皆様に親しまれる事業所として発展すること。

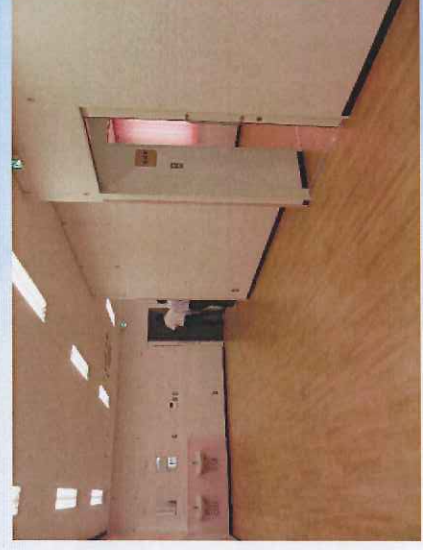
事業所名	実施内容	定員	サービス提供日
ふあいと	①しいたけ栽培、加工・販売 ②施設外作業 ③内職系	20	月～金までの5日間 祝日、年末年始を除く
らかん	①酒まんじゅうの製造・販売 ②福祉施設生産品の販売 ③施設外作業 ④職業訓練	20	週5日、40時間以 内



1階フロア



厨房



2階フロア

就労支援事業所「らかん」の事業内容

○ 酒まんじゅうの製造・販売



○ 全国の福祉施設の生産品の販売

ハンバーグ、ビーフシチュー、蒸し豚まん、醤油の素(北海道) 保存用パン、味噌(宮城)
 バームクーヘン(静岡) クッキー(滋賀) 黒豆カレー(京都)梅干し、かき餅(和歌山)蕎麦(岡山)
 カステラ(長崎) 黒豚、餃子(鹿児島) ちんすこう(沖縄)



会計検査院の改善の処置要求について

平成26年3月17日(月)

国立のぞみの園運営懇談会 資料

会計検査院の改善の処置要求 (平成24年度決算検査報告(抜粋))

(1)のぞみの園

有効に利用されていない土地について、処分又は利用を図るために自主的な見直しを不断に行うための体制を整備するとともに、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合には、国庫納付等の具体的な処分計画を策定し、必要があると認められる場合には、施設整備等の具体的な利用計画を策定すること。



会計検査院の改善の処置要求に対する対応(案)

指摘の趣旨を踏まえ、既に有効に利用されていない土地について、処分又は利用を図るために自主的な見直しを不断に行うための体制を整備(のぞみの園の「資産(土地・建物)利用検討委員会」の設置目的を「政府の方針等に基づき、のぞみの園が保有する全ての資産を対象に、保有する必要があるか検証すること」等に改正)したところ。

また、指摘のあった土地(旧管理事務所等跡地)については、障害者の就労支援施設として、きのこ栽培のためのハウスの設置及び果樹園の整備を行うことを検討中。

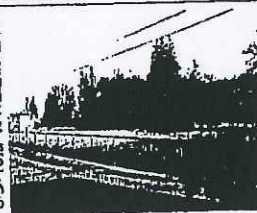
8.6 万平方呎
検査院改善要求へ

【古閑俊樹、神足俊雄】

劣災病院（堺市）の宿舎予定地約3600平方メートルは、前身の団体が取得してから

※金額は簿価(億円)

佐賀が運動場として使っている
「国立直江町の陣營番地自衛隊
のぞみの園」事務所跡地。群馬
県高崎市で決定後撮影



化財が出る可能性があること
から開発を控えていたとい
う。

国立重慶知的障害者総合
施設のそまの園では、群馬
県高崎市内の2カ所の土地
計約1万1000平方メートル
(約1億9000万円)が、職
活用されている状態。職
員の現勢や事務所の跡地
で、現在は近所の住民がグ
ラウンドゴルフを楽しむな
ど、業務とは直接関係ない

使われ方をしている。担当者は、「入所者のシイタケ栽培を検討している」と臨るが、具体的な計画はまたない。

国立高等専門学校機構が運営する全国の17箇所に、計約4万3000平方メートル（約1億8000平方メートル）が余っている。香川高専（高松市）では、老朽化した膳園宿舎9棟の跡地に約7600平方メートルの方法が決ま

担当者は「ハンドボールコートなどを整備する計画だが、予算不足で難航している」と説明する。

また、日本原子力研究開発機構は約1万2000平方㍎（約2億8000万円）、国立青少年教育振興機構は約900平方㍎（約4800万円）の未利用地があったが、検査院の調査

を受けて処分を決めた。国立印刷局でも約700万平方
坪(約1億4600万円)
の処分を急いでいる。
独立行政法人には不要財
物を速やかに国庫に納付す
ることが義務づけられてお
り、検査院は「余っている
土地を利用できずが検校
し、必要ならは利用計画を
策定し、不要ならは速やか
に処分すべきだ」と各法人
に指摘するとみられる。

H25年
10月5日(土) 9711

毎日 (1面)

■そのほかにも指摘された県内関係の事項

事業主体など	指摘内容	不当とされ た額(万円)
桐生市	高速インターネット基 地局の基礎台を新設せ ずに既設物で代用	201.5
安中市	屋外用のデジタル観光 案内板を屋内に設置	241.5
太田市	観光案内所をF M ラジ オ局に貸与	533
2 医療機関	入院基本料や初診料な ど医療費の過大請求	431.9
1 介護事業所	事業所の規模区分を誤 り、介護給付費を過大 請求	46.8

〔会計検査院の2012年度決算検査報告から。金額
は国の交付金などのうち不当と認定された額〕

独法所有地塩漬けや 寄付金の不適切経理

会計検査院 県内行政機関に指摘

会計検査院が7日、安倍
晋三首相に提出した201
2年度決算検査報告で、県
内の行政機関も問題を指摘
された。大学研究の寄付金
や自治体のまちづくり補助
事業などで不適切な支出や
経理があったほか、独立行
政法人の所有地が有効活用
されず、塩漬け状態だとし
て改善を求められた。

高崎市寺屋町の重度知的
障害者施設、独立行政法人
「国立のぞみの園」は、所
有する土地約1.1haに約
4年間、有効な利用や計画
がないと指摘された。
園によると、林野庁の事
務所や宿舎があった土地を
1997年の開園前に引き
継ぎ、開園後は倉庫に使っ
ていたが、09年12月に取り

壊して更地に。利用計画が
ないまま、施設利用者の散
歩や地域住民のグラウンド
ゴルフに使われてきた。

園の湯村亨彦・事業企画
局長は今後の土地利用につ
いて「すでに取り組んでい
る就労支援のシタケ栽培
への活用を検討している。
地域の理解を得て施設整備
を進めたい」と話した。

群馬大学では、助教3人
と講師1人の計4人が07
12年度、財団や学会から寄
付を受けた研究助成金計3
70万円を大学の会計に計
上していなかった。財務課
によると、不正を防ぐため
に、寄付金を受けた場合は
大学会計に計上することを
内規で定めている。

同課は、財団と学会には
寄付金の経理報告をしてい
たとし、「不正な使用はな
いが、調査結果を重く受け
止め、内規を周知徹底して
いくとしている。

また、前橋地裁の元事務
官「懲戒免職」が民事執行
預納金などの保管金を横領
した事件では1198万円
を横領したと指摘。地裁に
よると、7日現在で元事務
官から295万円が返納さ
れている。

新規利用(案)



敷地面積		
登記面積		
城山2371-59	5,832.10㎡	
三本松2371-67	5,487.55㎡	
計	11,319.65㎡	

平成25年度養成・研修事業について

平成26年3月17日(月)

国立のぞみの園運営懇談会 資料

平成25年度独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園養成研修事業報告

	セミナー・研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	参加人数
1	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修) 指導者研修	強度行動障害を有する者に対して、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする。	障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、若しくは今後従事する者	平成25年10月8日(火) ～10月9日(水)	2日	113名 うち修了者111名
2	国立のぞみの園福祉セミナー ～発達障害と早期療育～ ～知的障害者の高齢化と認知症～	発達障害に関する諸問題について、最新の知見や現状の課題、今後の展望などの啓発を目的とする。 平成24年度より厚生労働科学研究として取りまとめた「高齢知的・発達障害者の支援マニュアル作成」研究成果を中心に、広く高齢期の知的障害者の支援のあり方を考える現任者研修。	福祉・医療・教育・行政等関係機関における発達障害児者を対象とした支援業務担当者 高齢知的障害者の支援に携わる者、その他関心のある者。	平成25年9月13日(金) 平成25年11月19日(火)	1日 1日	238名 326名
	・福祉サービス必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けてPart6	福祉の支援を必要とする罪を犯した知的障害者への支援について、福祉・司法他、関係者が一堂に会して地域生活にむけた支援について考えることを目的とする。	罪を犯した知的障害者の地域生活支援に携わる者、司法関係者、その他の者	平成26年2月20日(木) ～2月21日(金)	2日	定員300名
3	福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等研修会(中央研修会)	福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者の支援を行うために、その政策・制度、理論や背景、対象者を理解し、効果的な支援技術を学び、演習を通じて関係機関との連携の在り方を学ぶことを目的とする。	福祉関係施設等の職員及び司法関係者、地域生活定着支援センター職員及び、罪を犯した知的障害者の地域生活を支える者、関係者	・前橋会場 平成25年11月27日(木) ～11月29日(金) ・大阪会場 平成25年12月11日(木) ～12月13日(金)	3日 3日	49名 うち修了者47名 56名 うち修了者53名
	矯正施設退所者の地域生活支援を考える研修会	福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者の支援を行うために、その基本的な理解をすすめると共に、ケースを通して相談事業所を中心とした地域のネットワーク作りを通しての関係機関の役割を学ぶことを目的とする。	相談支援事業所、障害者支援施設・事業所職員、市町村行政や社会福祉協議会職員等罪を犯した知的障害者等の地域生活を支える関係者及び、司法関係者	・前橋会場 平成25年9月20日(金) ・仙台会場 平成25年12月16日(月) ・新潟会場 平成26年2月27日(木)	1日 1日 1日	95名 102名 167名

障害者虐待防止を考える研究セミナー	厚生労働省科学研究費補助金障害者対策総合研究事業(25年度～27年度)の「障害者虐待防止及び養護者・被虐待者の支援の在り方に関する研究」の研究活動の報告や現状と課題を踏まえた有識者によるシンポジウム等により、今後の障害者虐待防止及び支援の在り方について議論を深めることを目的とする。	福祉・医療・教育・行政等関係機関における障害児・者を対象とした支援業務担当者、テーマに関心のある者	平成26年2月25日(火)	1日	112名
4 支援者養成現任研修 ・高齢知的障害者支援コース	のぞみの園のフィールドを活用して、高齢知的障害者の支援に携わる若手職員等を対象として、認知症及び高齢知的障害者の支援に必要な専門知識と技術を習得することを目的とする	知的障害者施設等において、高齢知的障害者への支援に携わっている若手職員等で、所属長の推薦する者	平成25年4月～ 平成26年3月	5日	3名
・矯正施設等を退所した知的障害者支援コース	矯正施設を退所した知的障害者の支援について、必要な知識及び技術、連携の在り方などを自活訓練ホームの実践を通じて学ぶことを目的とする。	福祉施設において矯正施設を退所した知的障害者を支援している者、および今後受け入れを予定、検討している福祉施設の職員。	平成25年4月～ 平成26年3月	5日	2名
・行動障害者コース	のぞみの園のフィールドを活用して、強度行動障害及び自閉症等をもつ知的障害者の支援に携わっている若手職員等を対象として、強度行動障害及び自閉症等の支援に必要な専門知識と技術を習得することを目的とする	知的障害者施設等において、強度行動障害及び自閉症等をもつ知的障害者への支援に携わっている若手職員等で、所属長の推薦する者	平成25年4月～ 平成26年3月	5日	2名
5 国立のぞみの園医療福祉セミナー ・自殺の実態とその予防について～	医療・福祉業務に携わる職員を対象として、メンタルヘルス対策における最新の動向や知見を啓発し理解を深めてもらうことを目的とする。	福祉・医療・教育・行政等関係機関における障害児者を対象とした支援業務担当者、テーマに関心のある者	平成25年7月5日(金)	1日	148名

平成26年度予算(案)

平成26年3月17日(月)

国立のぞみの園運営懇談会 資料

国立のぞみの園予算状況

(単位:百万円)

	平成25年度 当初予算①	平成26年度 予算案 ②	増 減 (②-①)
運営費交付金	1, 845	1, 909	64
うち退職手当を除く	1, 437	1, 522	85
うち退職手当	408	387	▲21
事業収入	介護給付費・訓練等給付費等	1, 538	250
	診療収入	97	0
	実習生等受入負担金等	69	33
施設整備費補助金	0	※1 100	100
合 計	3, 266	3, 713	447

※1 受変電設備更新工事

平成25年度生活環境改善関係

平成26年3月17日(月)

国立のぞみの園運営懇談会 資料

平成25年度 生活環境改善関係

のぞみの園生活環境改善について (平成25年度の主な工事一覧)

工事の名称等	金額(百万円)	工事内容
1 就労支援施設(らかん)新築工事	72	高崎市羅漢町に就労支援施設を新築(鉄骨造2階建、床面積 263.7㎡)
2 慰霊碑修繕工事	3	慰霊碑を老朽化により修繕
3 もくれん寮トイレ改修工事	1	もくれん寮に介護用トイレ設置
4 ひなげし寮デイルームパーテーション設置工事	1	ひなげし寮のデイルームに環境向上のため、パーテーション設置
5 なでしこ寮デイルームパーテーション設置工事	2	なでしこ寮のデイルームに環境向上のため、パーテーション設置
6 なでしこ寮自動ドア設置工事	2	なでしこ寮の風除室に自動ドア設置
7 自活訓練ホームトイレ等改修工事	2	自活訓練ホームに女性利用者を受け入れるための改修

(3月末までに契約予定の工事)

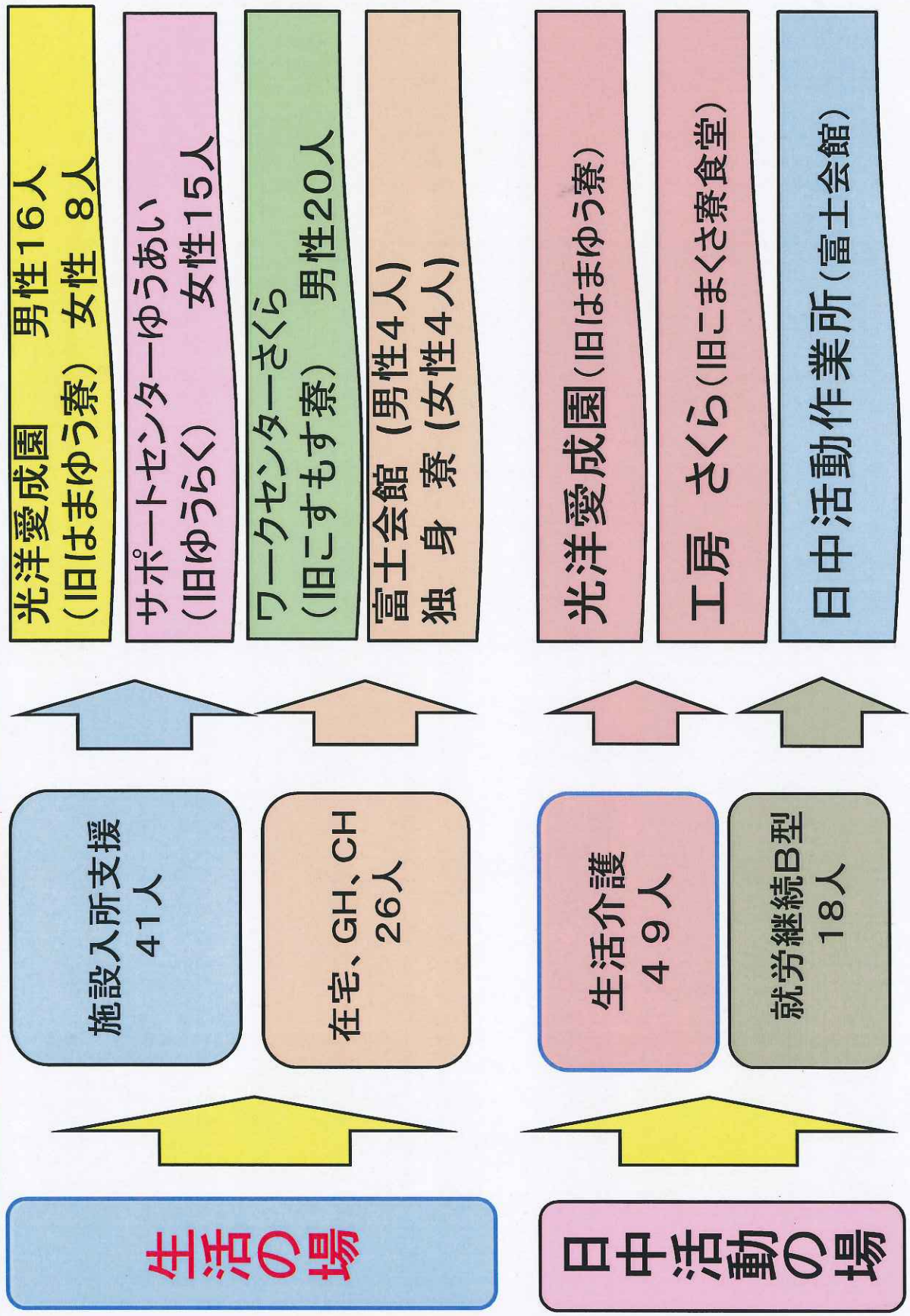
工事の名称等	金額(百万円)	工事内容
1 園内正門道路舗装改修工事	約15	園内の正門からの道路を老朽化のため改修(3月末入札、工事完了6月中旬)

友愛会の最近の状況について

平成26年3月17日(月)

国立のぞみの園運営懇談会 資料

提供施設と友愛会のサービス体制



友愛会受入人数 平成26年3月1日現在

利用者 67人													
	居住場所			日中活動			障害程度区分						
	入所施設	GH CH	在宅 アパート	生活 介護	就労 B型	一般 就労	非該 当	1	2	3	4	5	6
男性	25	15	0	28	12	0	1	1	5	6	10	7	10
女性	16	11	0	21	6	0	1	1	3	2	5	8	7
合計	41	26	0	49	18	0	2	2	8	8	15	15	17
職員 33人													
	職員			派遣職員									
男性	17			0									
女性	14			2									
合計	31			2									

友愛会の今後の計画

- 平成27年度内に
双葉郡広野町に新施設の建設を目指す
ただし
取得見込みの土地の除染等課題が多い